様式第１０号（第１６関係）

年　　月　　日

　福島県知事

設置者の住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあっては、その代表者の氏名）

認定こども園の園長等の選任届出書

１　園長等選任理由

|  |  |
| --- | --- |
| 園長・副園長・教頭の別（○で囲う） | 園長　　　　　　副園長　　　　　　教頭 |
| 氏　　　名 |  | 年　　齢 |  |
| 就任（予定）年月日 | 令和　　年　　月　　日（就任・予定） |
| 資格要件の区分（幼保連携型認定こども園） | 次の１又は２のいずれかの要件を満たす者であること□１（１）及び（２）を満たす。　（１）教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、保育士の登録を受けている。　（２）学校、児童福祉施設等での勤務経験が５年以上。□２　上記１と同等の能力を有する者として設置者が認める場合　　同等の能力を有すると判断する理由（具体的に記載する。） |
| 資格要件の区分（幼保連携型以外の認定こども園） | 次の１又は２のいずれかの要件を満たす者であること□１ 学校教育法施行規則（昭和２２年文部省令第１１号）第２０条又は第２１条に規定する要件（該当事由：第　条第　号　　　　　　　　　　　　　　 ）□２ 「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和５年５月１９日こ成保３８・５文科初第４８３号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）別紙２のⅡの１（２）の（イ）i の（注）の要件（該当事由： 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 学校等：　　　　　　年　　月 |
| 児童福祉施設等：　　年　　月 |
| 選任する理由 |
| 教育及び保育に関する知識・経験 |  |
| 教育及び保育に対する熱意 |  |
| 施設運営能力管理能力等 |  |
| 選任の経緯（理事会の審議内容等） |  |

２　添付書類

（１）履歴書（又は経歴書）写し

（２）資格証明書写し

（３）及び保有する資格を証する書類の写しを添付すること。

■（補足）第１０号様式の作成について

幼保連携型認定こども園の園長等を決定する場合には、必ず就任予定の園長等が以下の要件に該当するか必ず確認すること。

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則

（幼保連携型認定こども園の園長の資格）

第十二条 園長の資格は、教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録を受けており、及び、次に掲げる職に五年以上あることとする。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校及び同法第百二十四条に規定する専修学校の校長（幼保連携型認定こども園の園長を含む。）の職

二　学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授（学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）による改正前の学校教育法第五十八条第一項及び第七十条第一項に規定する助教授を含む。）、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第百二十四条に規定する専修学校の教員（以下この条において「教員」という。）の職

三　学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。以下この条において同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員（学校教育法の一部を改正する法律（平成十三年法律第百五号）による改正前の学校教育法第七十三条の三第一項に規定する寮母を含む。）及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

四　学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

五　前号に掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

六　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおける第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

七　前号に規定する職のほか、外国の学校における第一号から第三号までに掲げる者に準ずるものの職

八　少年院法（昭和二十三年法律第百六十九号）による少年院又は児童福祉法による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法（以下この号において「旧児童福祉法」という。）第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において矯正教育又は指導を担当する者（旧児童福祉法第四十四条に規定する救護院（同法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において指導を担当する者を含む。）の職

九　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の長の職

十　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設において児童の保育に直接従事する職員の職

十一　児童福祉法第七条第一項に規定する児童福祉施設及び法第三条第三項に規定する連携施設を構成する保育機能施設の事務職員の職

十二　児童福祉法第六条の三第九項に規定する家庭的保育事業、同条第十項に規定する小規模保育事業、同条第十一項に規定する居宅訪問型保育事業及び同条第十二項に規定する事業所内保育事業（以下この条において「家庭的保育事業等」という。）の管理者の職

十三　家庭的保育事業等において児童の保育に直接従事する職員の職

十四　家庭的保育事業等における事務職員の職

十五　第一号から前号までに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育（教育基本法（平成十八年法律第百二十号）第六条第一項に規定する法律に定める学校において行われる教育以外の教育を含む。以下この号において同じ。）若しくは児童福祉に関する事務又は教育若しくは児童福祉を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

十六　外国の官公庁における前号に準ずるものの職

第十三条 国（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。）及び地方公共団体が設置する幼保連携型認定こども園の園長の任命権者又は国及び地方公共団体以外の者が設置する幼保連携型認定こども園の設置者は、幼保連携型認定こども園の運営上特に必要がある場合には、前条の規定にかかわらず、法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園の目的を実現するため、当該幼保連携型認定こども園を適切に管理及び運営する能力を有する者であって、前条に規定する資格を有する者と同等の資質を有すると認めるものを園長として任命し、又は採用することができる。

（幼保連携型認定こども園の副園長及び教頭の資格）

第十四条 前二条の規定は、副園長及び教頭の資格について準用する。

■（補足）第１０号様式の作成について

幼保連携型認定こども園以外の園長等を決定する場合には、必ず就任予定の園長等が以下の要件に該当するか必ず確認すること。

○認定こども園の認定及び運営に関する実施要綱

第９第２項に規定の要件

○学校教育法

〔校長、教員の欠格事由〕

第九条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。

一　禁錮以上の刑に処せられた者

二　教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

三　教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者

四　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

○学校教育法施行規則

〔校長の資格〕

第二十条 校長（学長及び高等専門学校の校長を除く。）の資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一　教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）による教諭の専修免許状又は一種免許状（高等学校及び中等教育学校の校長にあつては、専修免許状）を有し、かつ、次に掲げる職（以下「教育に関する職」という。）に五年以上あつたこと

イ　学校教育法第一条に規定する学校及び同法第百二十四条に規定する専修学校の校長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」という。）の園長を含む。）の職

ロ　学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の教授、准教授、助教、副校長（幼保連携型認定こども園の副園長を含む。）、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師（常時勤務の者に限る。）及び同法第百二十四条に規定する専修学校の教員（以下本条中「教員」という。）の職

ハ　学校教育法第一条に規定する学校及び幼保連携型認定こども園の事務職員（単純な労務に雇用される者を除く。本条中以下同じ。）、実習助手、寄宿舎指導員及び学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第七条に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。）の職

ニ　学校教育法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第九十六号）第一条の規定による改正前の学校教育法第九十四条の規定により廃止された従前の法令の規定による学校及び旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）第一条の規定による教員養成諸学校の長の職

ホ　ニに掲げる学校及び教員養成諸学校における教員及び事務職員に相当する者の職

ヘ　海外に在留する邦人の子女のための在外教育施設（以下「在外教育施設」という。）で、文部科学大臣が小学校、中学校又は高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定したものにおけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

ト　ヘに規定する職のほか、外国の学校におけるイからハまでに掲げる者に準ずるものの職

チ　少年院法（平成二十六年法律第五十八号）による少年院又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）による児童自立支援施設（児童福祉法等の一部を改正する法律（平成九年法律第七十四号）附則第七条第一項の規定により証明書を発行することができるもので、同条第二項の規定によりその例によることとされた同法による改正前の児童福祉法第四十八条第四項ただし書の規定による指定を受けたものを除く。）において教育を担当する者の職

リ　イからチまでに掲げるもののほか、国又は地方公共団体において教育事務又は教育を担当する国家公務員又は地方公務員（単純な労務に雇用される者を除く。）の職

ヌ　外国の官公庁におけるリに準ずる者の職

二　教育に関する職に十年以上あつたこと

〔私立学校の特例〕

第二十一条　私立学校の設置者は、前条の規定により難い特別の事情のあるときは、五年以上教育に関する職又は教育、学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者を校長として採用することができる。

〔「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（令和５年５月１９日こ成保３８・５文科初第４８３号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長連名通知）別紙２のⅡの１（２）の（イ）i の（注）の要件〕

（注）施設長は児童福祉事業等に２年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者で、常時実際にその施設の運営管理の業務に専従し、かつ委託費からの給与支出がある者とする。

＜児童福祉事業等に従事した者の例示＞

児童福祉施設の職員、幼稚園・小学校等における教諭、市町村等の公的機関において児童福祉に関する事務を取り扱う部局の職員、民生委員・児童委員の他、教育・保育施設又は地域型保育事業に移行した施設・事業所における移行前の認可外保育施設の職員等

＜同等以上の能力を有すると認められる者の例示＞

公的機関等の実施する施設長研修等を受講した者等